

DV 加害者イメージ及び被害者イメージの常識的構造 —大学生を対象に—

石井 佳世¹, 石井 宏祐²

University Student's Common Perceptions of
Domestic Violence Perpetrators and Victims

Kayo ISHII, Kosuke ISHII

要 旨

本研究では、DVにまつわる世間の常識的見解を把握することを目的とする。大学生を対象に、DV加害者及び被害者イメージについて自由記述形式の質問紙調査を行い、KJ法を参考にして分析を行った。その結果、DV加害者のイメージとして【加害者自身にコントロールできる範囲を超えている】【理解できない側面】【理解を超えた極端さ】【加害者の事情をわきまえた理解】【自分が悪いとは思わない】【加害者の属性】の6つの大グループが見出された。DV被害者のイメージとしては【被害者のコントロール内】【被害者のコントロール外】【DV被害の一般的イメージ】の3つの大グループが見出された。加害者イメージとして加害行動は悪いものであると認識しつつも、アルコール依存を伴うというイメージや暴力の世代間連鎖が背景にあるという視点、精神的な問題を抱えているというイメージや気質的な要因があるというイメージから、加害者にはコントロールしにくいというイメージが示された。被害者イメージとしては「早く逃げ出すべき」など事態をコントロールできる存在として捉えるイメージが示され、以上のDVに関するイメージから、被害者の心情の共感や理解から遠ざかる助言がなされる危険性が示唆された。

【キーワード】ドメスティック・バイオレンス (DV) 加害者イメージ 被害者イメージ
常識 大学生

I 問題と目的

1. 「ドメスティック・バイオレンス (DV)」概念の社会への浸透

ドメスティック・バイオレンス (domestic violence : 以下 DV と略す) とは、配偶者や恋人等親密な関係における暴力行為を指す。内閣府男女共同参画局による「男女間における暴力に関する調査 (平成29年度調査)」では、5000人の20歳以上男女を対象に無作為抽出によるアンケート調査を実施した結果、配偶者による暴力の被害経験が「あった」と回答した人

¹ 熊本県立大学文学部

² 教育学部附属教育実践総合センター

が26.2%であり、4分の1以上が配偶者からの暴力を受けたことがあることが示された。また、令和元年度の配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数は119,276件であり（内閣府男女共同参画局, 2021）、平成14年に配偶者暴力相談支援センターの業務が開始されて以来過去最多の件数となっており、DVは重大な社会問題であると言える。

従来、DVは家庭内の問題としてとらえられてきたが、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）」が2001年に制定され、DVという言葉が社会に浸透するようになった。それにより、DVは「家庭内の問題」ではなく、社会的に解決していかなければいけない問題としての認知が広まったと言えよう。

2. 若い世代への広がりや求められるDV問題に関する啓発

DV的状況は結婚・婚姻関係のみで生じるものではなく、思春期・青年期の若いカップルの間にも広がっている。先述の内閣府男女共同参画局による「男女間における暴力に関する調査（平成29年度調査）」によると、交際相手から被害を受けたことが「あった」と回答した人が16.7%おり、「身体的暴行」が「10歳代にあった」人が2.6%、「20歳代にあった」人が5.6%、「心理的攻撃」は「10歳代にあった」人が3.4%、「20歳代にあった」人が6.3%、「経済的圧迫」は「10歳代にあった」人が0.8%、「20歳代にあった」人が3.1%、「性的強要」は「10歳代にあった」人が2.0%、「20歳代にあった」人が3.8%であった（内閣府男女共同参画局, 2020）。婚姻・結婚関係によらない若い世代におけるDV的状況は本邦では特に「デートDV」と呼ばれており、若い世代にとっても重要な問題であると言える。

以上の社会背景や問題意識を基に、若い世代に対するDVに関する教育が進められてきた。例えば、高校生の家庭科の教科書に「ドメスティック・バイオレンス」や「デートDV」についての記載があるものもあり、教科教育のなかでDV予防教育がなされている。また、大学や高等学校、中学校において外部講師や養護教諭によるデートDV防止教育の実践も広がっている（村瀬, 2018）。これらの若い世代に対するDVに関する教育は、DV被害や加害の当事者にならないための予防はもちろんのこと、友人や知人等からのDV被害の相談相手としてよりよい支援ができるように役立てられるものである必要がある。

3. DV被害者の相談行動をめぐる課題

内閣府男女共同参画局の「男女間における暴力に関する調査（平成29年度調査）」では配偶者からの暴力の相談先を尋ねたところ、「どこ（だれ）にも相談しなかった」48.9%で最も多かったが、次に「家族や親戚に相談した」28.0%「友人・知人に相談した」26.2%「職場・アルバイトの関係者（上司、同僚、部下、取引先など）に相談した」4.6%の順で多かった。また、交際相手からの暴力の相談先は「友人・知人に相談した」が47.4%と最も多く、「どこ（だれ）にも相談しなかった」が41.2%、次いで「家族や親戚に相談した」が17.3%、「職場・アルバイトの関係者（上司、同僚、部下、取引先など）に相談した」が8.2%とい

う結果であり、配偶者暴力相談支援センターや警察、医療関係者などの専門機関より多いことが示された。以上より、専門家でない一般の青年でも、DV やデート DV の被害者が相談する相手となりうることが考えられる。

石井・石井（2018）の DV 被害経験者を対象とした研究より、DV 被害経験者は周囲や援助者へ相談することにより、自分の経験を DV という概念で整理することで現状を受け入れることができるようになったり、DV 状況から脱出できたりすることが明らかとなった。その一方、DV 被害経験者は援助者や周囲の DV に関する助言により傷つく体験をしていることも示されている。

助言は相談相手が持つ DV に関する常識的見解をもとになされることが多いと考えられ、よりよい支援となるためには、相談相手の DV に関する常識的見解にはどのようなものがあるか把握することが求められる。

4. 本研究の目的

本研究では、DV にまつわる世間の常識的見解の検討を行う。「DV」という概念は世間に浸透しつつあるが、正しく理解されているとは限らない。また、一般的に正しいとされていることが DV 被害者を傷つける常識となる可能性もある。そこで、DV 加害者及び被害者のイメージについて回答を求めることで DV にまつわる世間の常識的見解を把握することを目的とする。なお、本研究では、DV の教育が進みつつあり、「デート DV」の問題に直面することが多い若い世代である大学生を対象に限定して検討を行う。

II 方法

1. 調査協力者

調査協力者は九州地方の4年制大学に所属する大学生99名である。

2. 調査時期

2017年7月

3. 調査方法

4年制大学の講義中に無記名式の質問紙を配布し協力を依頼した。個別自記入形式の質問紙調査で実施され口頭及び文書にて説明合意を得た。

4. 倫理的配慮

大学の講義中に研究への協力依頼を行った。質問紙の回答は質問項目を見た上で判断できること、回答を途中で中止することができること、データは厳重に管理され本研究以外の目的には使用しないこと、回答内容は個人が特定される事はないこと、研究結果は他の研究協

力者の個人情報にかかわる部分を除いては開示が可能なこと、研究の成果は学会や学術雑誌およびデータベース等で公表されることがあるが、その際には個人が特定出来ないように処理をした上で発表すること、調査に参加するかどうかは自由意志で決定でき授業の評価には一切関係がないことについて口頭で説明した。また同様の事項を質問紙の表紙に記載し、同意を得た場合のみ質問紙への回答を求めた。

5. 調査内容

フェイス項目として、性別、年齢の記入を求めた。続いて自由記述項目として、DV 加害者のイメージ及び被害者のイメージについて回答を求めた。

6. 分析方法

大学生の DV 加害者及び被害者イメージについて整理し、より正確に理解するため、KJ

Table 1 KJ法を参考にした方法（安藤（2004）を要約）

①カード化

一つの意味のある文章のまとまりを1単位として、カードに短く書き出す。内容が分かる程度に短い文章や単語で書けばよい。長く話していることでも1つの内容としてまとめられるなら1枚のカードになるし、短くても複数のことに言及している場合は複数枚のカードになる。

②グループを作る

次にカードを大きな紙の上ですべて広げて、似ているもの同士を探す。似ているカードを同じ場所に集めて、少しずつ小さなグループを作っていく。どのグループに分類すればよいかわからないカードがあった場合には、無理にどこかのグループに入れてしまわず、そのままにしておく。

③見出しをつける

グループ分けが終わったら、一つ一つのグループに見出しをつける。同じグループとして集められたカードをもう一度読んでみて、共通点は何かを探す。それを簡潔な一言で表して、そのグループの見出しとする。見出しをつける中で、最初に分類したグループに属さないと感じたカードがあれば、分類し直したり、独立したカードにしたりしておく。

④繰り返す

①～③の手順をこれ以上はまとめられないというところまで繰り返す。

⑤図解する

グループ編成と見出し付けが終わったら、グループ間の関連を考える。一番上の大きなレベルのグループを見て、紙の上で配置し直してみる。似ているグループが近くになるようにする。そして、グループ同士に何らかの関連があるかどうかを考え、関連がある場合には矢印などの記号を用いて結ぶ。

法（川喜田，1967）を参考にした分析を行った。KJ法は文化人類学者である川喜田二郎によって創始されたデータ集約に関する一つの技法である。川喜田（1967）によると、KJ法とは①討論における発言のエッセンスを、「1行見出し」と呼ばれる見出しに要約しカードに書き込み、②そのカードを分類し、グループ編成を行い、③編成されたグループにさらに見出しをつけ、④できたグループ同士を空間的に配置し、関係性を矢印などを用いて示す、という方法である。

安藤（2004）は、KJ法を基に、Table 1の分析方法を紹介している。本研究ではこの方法の①から④を用いた。

Ⅲ 結果と考察

1. 調査協力者の属性

調査協力者は大学生99名。男性36名、女性63名、平均年齢は20.78歳（標準偏差1.08）であった。

2. 大学生のDV加害者イメージについて

KJ法を参考にした方法によって、調査協力者のDV加害者についての自由記述の内容をカード化したところ、193枚のカードが得られた。内、7枚のカードは加害者イメージの内容ではなかったため除き、35個の小グループ、18個の中グループ、6個の大グループにグループ編成がなされた（Table 2）。以下、大グループは【】、中グループは〈〉、小グループは《》、最小単位のカードは「」で示す。

自由記述の結果より【加害者自身にコントロールできる範囲を超えている】【理解できない側面】【理解を超えた極端さ】【加害者の事情をわきまえた理解】【自分が悪いと思わない】の6つの大グループが見出された。

【加害者自身にコントロールできる範囲を超えている】は〈機能不全〉〈衝動性〉〈止められない〉〈無自覚な暴力〉の4つの中グループからなる。【理解できない側面】は〈ハネムーン期の存在〉〈性格の二面性〉〈被害者への依存〉の3つの中グループからなる。【理解を超えた極端さ】は〈コントロールへのとらわれ〉〈DV加害者への拒絶反応〉の2つの中グループにより構成される。【加害者の事情をわきまえた理解】は〈社会的な生きづらさ〉〈DV被害者を愛している〉〈DV加害者の苦しみへの理解〉〈自信のなさ〉の4つの中グループから、【自分が悪いと思わない】は〈相手のせいにする〉〈DV加害者としての自覚がない〉の4つの中グループから、【加害者の属性】は〈加害者は男性に多い〉〈男性も女性も加害者になりうる〉〈加害者の職業イメージ〉の3つの中グループから構成される。

Table 2 加害者イメージの分類

大グループ	カード数	中グループ	カード数	小グループ	カード数
加害者自身にコントロールできる範囲を超えている	54	機能不全	27	世代間伝達	14
				アルコールなどの嗜癖の影響	13
				感情の起伏が激しい	11
		衝動性	16	衝動的な暴力	3
				「つい」という理解の仕方	2
				やめられずに繰り返す	7
		止められない	11	コントロールできない	2
		エスカレートしていく	2		
		無自覚な暴力	1	無自覚な暴力	1
		ハネムーン期の存在	26	ハネムーン期の存在	26
理解できない側面	48	性格の二面性	16	外ではいい人	7
				普段はいい人	3
				性格のおもてうらが極端	6
		被害者への依存	6	被害者への依存	6
理解を超えた極端さ	41	コントロールへのとらわれ	32	思い通りにならないと暴力	12
				暴力による支配	3
				支配欲	5
				独占欲	8
				自己中心的	4
				他者を軽んじる	3
		DV 加害者への拒絶反応	9	性格へのネガティブイメージ	4
		加害者を軽蔑	2		
加害者の事情をわきまえた理解	30	社会的な生きづらさ	19	ストレスを抱えている	8
				ストレス対処能力の低さ	4
				コミュニケーション能力の低さ	5
				社会的孤立	2
		DV 被害者を愛している	5	DV 被害者を愛している	5
		DV 加害者には罪悪感がある	2		
		DV 加害の苦悩	2		
		自信のなさ	2	自信のなさ	2
自分が悪いと思わない	8	相手のせいにする	5	相手のせいにする	5
		DV 加害者としての自覚がない	3	DV 加害者としての自覚がない	3
加害者の属性	15	加害者は男性に多い	11	加害者は男性に多い	11
		男性も女性も加害者になりうる	2	男性も女性も加害者になりうる	2
		加害者の職業イメージ	2	加害者の職業イメージ	2
未分類	7	未分類		未分類	7

【加害者自身にコントロールできる範囲を超えている】

加害者は原家族内で暴力を経験していたという《世代間伝達》があるイメージや《アルコールなどの嗜癖の影響》によってDVに至っているのではないかという〈機能不全〉を伴うイメージを持たれていた。

また、「すぐキレル」「気性が激しい」など《感情の起伏が激しい》こと、感情が抑えられなくなり《衝動的な暴力》に繋がること、「ついカッとなってしまうという」など《「つい」という理解の仕方》をされており、〈衝動性〉のイメージが示された。

そして暴力が始まると《コントロールできない》状態になり、暴力が《エスカレートしていく》こととなり、その行動を《やめられずに繰り返す》という〈止められない〉感覚があるのではないかとと思われる。

そのような暴力を振るっている間は覚えておらず〈無自覚な暴力〉に至っているのではないかのイメージを持たれていた。

すなわち《世代間伝達》や《アルコールなどの嗜癖の影響》といった〈機能不全〉の背景を持ち、無自覚で衝動的に行ってしまう暴力を加害者がコントロールできないというイメージがあった。

【理解できない側面】

「暴力を振るった後は異様に優しくなる」「暴力を振るった後、急に謝るがまた同じことを繰り返す」など〈ハネムーン期の存在〉を指摘する記述が見られ、加害者に対する理解のできなさにつながっていた。

《外ではいい人》そうに見えるために周囲からはわからなかったり、《普段はいい人》だが急に怒り出したり、「二重人格」「二重人格のように豹変する」など《性格のおもてうらが極端》だったりするなど〈性格の二面性〉を持っているというイメージが示された。

また、〈被害者への依存〉があるというイメージも見られた。

以上のように、〈ハネムーン期の存在〉や〈性格の二面性〉、加害行動をしているのに〈被害者への依存〉があるなど、加害者の行動やパーソナリティを理解するのが難しいというイメージが示された。

【理解を超えた極端さ】

加害者は自分の《思い通りにならないと暴力》をふるい、「暴力で相手を従わせようと思っている」など《暴力による支配》をしようとする結果、DVに至っているというイメージがあった。また、《支配欲》や《独占欲》が強く、《自己中心的》で「自分の理想を他人に押し付けているイメージ」など、被害者をコントロールしようとする〈コントロールへのとらわれ〉を持つイメージが示された。

〈DV 加害者への拒絶反応〉として、「パートナーを一人の人間として考えていなさそう」など《他者を軽んじる》傾向についてネガティブな思いを表出し、「性格に異常がある」など《性格へのネガティブイメージ》を持ち、「最低だと思う」など《加害者を軽蔑》する感情を持っていることが示された。

以上のように、加害者は調査協力者の理解を超えた極端さを持つイメージがあった。

【加害者の事情をわきまえた理解】

加害者は《ストレスを抱えて》おり、「ストレス発散が下手」など《ストレス対処能力の

低さ》や「力を用いることでしか人に自分の気持ちを伝えられない」など《コミュニケーション能力の低さ》があり、「近所付き合いがない」「相談相手がない」という《社会的孤立》状態にあると〈社会的な生きづらさ〉が加害行動の背景にあるというイメージが示された。「相手を好きだからこそ、独り占めしようとして暴力を振るったりしてしまう」「愛情がいきすぎ、それが暴力に変わるイメージ」など〈DV被害者を愛している〉ことが暴力につながるイメージが示された。

また、《DV加害者には罪悪感がある》と考えたり、「本当はしたくない、止まらない」など《DV加害の苦悩》があると考えことから〈DV加害者の苦しみへの理解〉をしようとする記述が見られた。

さらに、「不安が強く、相手が自分のことを好きなのか気になる」「自分に自信がないから相手を束縛してしまうイメージがある」など〈自信のなさ〉を加害行動の原因として捉える記述もあった。

以上より、加害者が加害行動をしてしまう背景を理解しようとするような記述が見られ、【加害者の事情をわきまえた理解】として分類された。

【自分が悪いと思わない】

加害者は「責任転嫁がひどい」「相手が全て悪いと思っている」など加害行動を〈相手のせいにする〉、「加害者本人は自分がDV加害者であると気付いていない」など〈DV加害者としての自覚がない〉など、DV状況について加害者は自分が悪いと思っていないというイメージがあった。

【加害者の属性】

〈加害者は男性に多い〉〈男性も女性も加害者になりうる〉など加害者の性別に関するイメージや〈加害者の職業イメージ〉の記述が見られた。

3. 大学生のDV被害者イメージについて

KJ法を参考にした方法によって、調査協力者のDV被害者についての自由記述の内容をカード化したところ、175枚のカードが得られた。内、7枚のカードは被害者イメージではない内容であったので除き、24個の小グループ、11個の中グループ、3個の大グループにグループ編成がなされた（Table 3）。以下、大グループは【】、中グループは〈〉、小グループは《》、最小単位のカードは「」で示す。

自由記述の結果より【被害者のコントロール内】【被害者のコントロール外】【DV被害の一般的イメージ】の3つの大グループが見出された。

Table 3 被害者イメージの分類

大グループ	カード数	中グループ	カード数	小グループ	カード数	
被害者のコントロール内	90	DV 被害者としての自認の薄さ	21	自分が悪いという思い込み	16	
				DV 被害の自覚の薄さ	3	
		問題への対処をしようとししない	16	問題への対処をしようとししない	被害が当たり前になる	2
					DV 被害者は離れようとししない	9
					相談しようとししない	3
		加害者への期待	15	加害者への期待	抵抗せずにあきらめている	4
					DV 以外の側面への手放せなさ	8
					ハネムーン期による悪循環	7
					必要とされる必要	12
		役割への自負	14	役割への自負	加害者の変化に貢献する役割の自認	2
加害者に好意的	12					
被害者のコントロール外	44	相補関係を維持しやすい性格	9	DV 被害者は加害者を守ろうとする	8	
				DV 加害者を愛している	4	
		被害者への批判	3	被害者への批判	相補関係を維持しやすい性格	9
					被害者への批判	3
DV 被害の一般的イメージ	34	DV 被害イメージ	20	逃げたくても逃げられない	8	
				相談できない	13	
		被害者の属性イメージ	14	被害者の属性イメージ	逆らえない	8
					耐えている	4
未分類	7	未分類	未分類	怯えている	7	
				恐怖のために行動を起こせない	4	
未分類	7	未分類	未分類	心身に大きな傷を負う	16	
				被害を隠す	4	
未分類	7	未分類	未分類	被害者は女性に多い	11	
				親しみやすい性格	3	
未分類	7	未分類	未分類	親しみやすい性格	3	
未分類	7	未分類	未分類	未分類	7	

【被害者のコントロール内】は〈DV 被害者としての自認の薄さ〉〈問題への対処をしようとししない〉〈加害者への期待〉〈役割への自負〉〈加害者に好意的〉〈相補的關係を維持しやすい性格〉〈被害者への批判〉の7つの中グループからなる。【被害者のコントロール外】は〈問題への対処ができない〉〈感情的に支配されている〉の2つの中グループからなる。【DV 被害の一般的イメージ】は〈DV 被害イメージ〉〈被害者の属性イメージ〉の2つの中グループにより構成される。

【被害者のコントロール内】

大学生はDV 被害者について加害者ではなく《自分が悪いという思い込み》を持っている、「DV を受けている認識が甘い」など《DV 被害の自覚の薄さ》がある、《被害が当たり前になる》状態であるなど〈DV 被害者としての自認の薄さ〉のイメージを持っていた。

また、「逃げようという意志が弱い」など《DV 被害者は離れようとししない》、《相談しようとししない》、《抵抗せずにあきらめている》といった、〈問題への対処をしようとししない〉という態度がみられるというイメージを持っていた。

DV 被害者はDV 加害者に「本当はこんな人ではない」「本当は優しい」など《DV 以外

の側面への手放せなさ》を感じ、またハネムーン期があることで加害者を受け入れてしまう《ハネムーン期による悪循環》があるという〈加害者への期待〉を持っているというイメージがあった。

「(加害者には) 自分がいてあげなきゃ」「自分しかいない」など《必要とされる必要》を感じているのではないか、「自分なら相手を変えられる」など《加害者の変化に貢献する役割の自認》をしているのではないかと〈役割への自負〉を持っているというイメージが持たれていた。

《DV 被害者は加害者を守ろうとする》《DV 加害者を愛している》と〈加害者に好意的〉であるために DV 状況が続くという記述も見られた。

「気が弱そう」「嫌と言えない」など加害者と〈相補的關係を維持しやすい性格〉を持っているイメージがあった。また、「DV につきあっているのもダメだと思う」など〈被害者への批判〉があった。

以上の中グループは、DV 被害者が、DV 被害者として自認をし、加害者への期待や加害者を変えられるという役割への自負を手放して問題対処をすべきであるという、被害者が DV 状況をコントロールできるというイメージがあると考えられる。

【被害者のコントロール外】

加害者から《逃げたくても逃げられない》、周囲に《相談できない》、加害者に言い返せず《逆らえない》、助けを求めるのが難しく《耐えている》など、〈DV 被害者は問題への対処ができない〉でいるというイメージが示された。

また、加害者に《怯えている》《恐怖のために行動を起こせない》と〈感情的に支配されている〉イメージの記述も見られた。

以上のように DV 状況をどうにかしたくても被害者にはコントロールできないというイメージがみられた。

【DV 被害の一般的イメージ】

被害者は《心身に大きな傷を負う》《被害を隠す》という〈DV 被害イメージ〉があった。

また、《被害者は女性に多い》や、「加害者と違いコミュニケーションが苦手な人ばかりではない」「優しい人が多そう」など《親しみやすい性格》という〈被害者の属性イメージ〉があった。

IV 総合考察

DV 加害者に対しては、【加害者自身にコントロールできる範囲を超えている】として、《世代間伝達》や《アルコールなどの嗜癖の影響》といった〈機能不全〉の背景を持ち、無自覚で衝動的に行ってしまう暴力を加害者がコントロールできないというイメージがあった。ま

た〈性格の2面性〉を持ち〈ハネムーン期の存在〉があるという行動の一貫性のなさなど【理解できない側面】や《暴力による支配》《支配欲》《独占欲》など被害者への〈コントロールのとらわれ〉など【理解を超えた極端さ】のイメージから加害者を自分とは遠い理解できない存在として捉える記述が見られた。

〈社会的な生きづらさ〉を抱えているなど【加害者の事情をわきまえた理解】をしようとする態度も見られたが、それもまた加害者に変化を求めるものではない。

加害行動を〈相手のせいにする〉〈DV加害者としての自覚がない〉という【自分が悪いとは思わない】態度のイメージは、加害者に自分を変えるよう追及するものである可能性があるが、少数だった。

以上より、加害者イメージとして加害行動は悪いものであると認識しつつも、アルコール依存を伴うというイメージや暴力の世代間連鎖が背景にあるという視点、加害者が理解しにくい存在であるというイメージから、加害者に加害行動をコントロールするのは難しく、加害者に変化を求めても難しい、という常識を持っていることが示唆された。

一方、被害者イメージとしては事態をコントロールできる存在として捉えるイメージが多く示された。【被害者のコントロール内】として、DV被害者が〈DV被害者としての自認の薄さ〉や〈加害者への期待〉、加害者を変えられるという〈役割への自負〉等から〈問題への対処をしようとしない〉というイメージが示された。すなわち被害者がそれらを改めるべきという、被害者はDV状況をコントロールすることが可能であるはずだという常識があると考えられる。

【被害者のコントロール外】として、加害者に〈感情的に支配されている〉状態であり、〈DV被害者は問題への対処ができない〉というDV状況をどうにかしたくても被害者にはコントロールできないというイメージもみられたものの【被害者のコントロール内】のおよそ半数だった。

また、【DV被害の一般的イメージ】としては《親しみやすい性格》も挙げられ、自分と近い、理解可能なイメージを持っていることから、助言しやすい存在であるとの常識がある可能性も考えられる。

被害者がDV状況をコントロールできる力を持っていると考え、助言しやすい存在であると感じるが故に、被害者に対してDV状況をどうにかすべきであり、そのために行動をするべき、と伝えることにつながる可能性がある。このような助言はDV状況からの脱出に寄与することもあろう。しかし、DV被害者は暴力を振るわれ続けることにより恐怖心をもち、「自分は相手から離れることはできない」という学習性無力感につながることも従来指摘されており（Walker, 1979）、行動を起こすことが容易でない場合もありうる。その場合DV被害者の心情の共感や理解から遠ざかったりする危険性があることは否定できない。さらに、それらの助言は常識的な見解からのものであるため、助言をした者も自覚しづらく、悪気がないことが分かるためDV被害経験者も苦痛を訴えられないという悪循環が生じる可能性も

考えられる。これは二次被害につながる危険性を持つ。本研究より、DV 支援や DV の予防教育にあたっては以上の点を留意する必要があると考えられる。

付記

本研究の一部は、JSPS 科研費 JP17K04479、JP19K033211の助成を受けたものです。

文献

1. 安藤香織 (2004) データを整理する. 無藤隆・やまだようこ・南博文ら編 質的心理学—創造的に活用するコツ—. 新曜社. 192-204.
2. 石井佳世・石井宏祐 (2018) DV 被害者にとって自身の被害を DV 概念でとらえることはどのような経験なのか. 佐賀大学全学教育機構紀要, 7, 153-161.
3. 川喜田二郎 (1967) 発想法—創造性開発のために—. 中公新書.
4. 村瀬桃子 (2018) 高等学校におけるデート DV 防止教育. 山形県立米沢女子短期大学紀要, 54, 7-14.
5. 内閣府男女共同参画局 (2020) 男女間における暴力に関する調査報告書 (平成29年度). https://www.gender.go.jp/policy/no_violence/e-vaw/chousa/h29_boryoku_cyousa.html
6. 内閣府男女共同参画局 (2021) 配偶者からの暴力に関するデータ (令和元年度) https://www.gender.go.jp/policy/no_violence/e-vaw/data/01.html
7. Walker, L.E. (1979) *The Battered Woman*. New York Harper & Row. (斎藤学 (1997) 監訳 バタードウーマン—虐待される妻たち. 金剛出版)